

那珂市立菅谷小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて児童が十分に理解出来るようにすることを旨とし、いじめ防止のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

「いじめ防止対策推進法」第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(3) 教職員の認識すべき事項

- ① いじめはどの子（学級）でも起こりうる問題である。また、どの子も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
- ② 何がいじめなのかを児童に明確にすることにより、児童と教職員がいじめとは何かについて常に意識できるようにする。
- ③ いじめの未然防止には、児童が自ら考えたり、参加したり出来るような授業づくりや学級づくりを行う。
- ④ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- ⑤ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をする。

(4) 目標

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、学年主任その他校長が必要と認める者で構成する。

(2) 会議では次の事柄について協議する。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの未然防止や早期発見
- ③ いじめ問題の確認とその対応
- ④ いじめ問題の具体的な対策とその検討
- ⑤ いじめの相談窓口として相談を受ける
- ⑥ 教職員研修の企画・立案

(3) 月1回を定例会とし、いじめの情報が会った場合はその都度行う。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

誰もが安全で安心して生活出来る学校づくりのために

「菅谷小 いじめ対策アクションプラン」を基として取り組む。(別紙)

- ① 菅谷小 いじめ対策アクションプランの策定
・いじめを生まない学級経営

- ・共感的人間関係，自己存在感，自己決定の力を育む学習指導
- ・互いに認め合う学級集団
- ・「ダメなことはダメ」の指導の徹底

(2) 早期発見

教職員は，いじめはどの子にも，どの学校においても起こりうるという共通認識をもち，全ての教育活動を通じて，児童の観察をすることで変化を敏感に察知し，いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。

- ① 毎月のいじめアンケート調査
- ② 年間3回の友達関係調査
- ③ ハートボックスの設置
- ④ 「教務だより」による情報交換

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合，速やかに被害者の安全を確保すると共に，「いじめ防止対策委員会」の臨時会を開き組織的に対応する。

- ① 被害者の保護
 - ・いじめ行為を確認した場合，被害者の心のケアに努め，保護者へ速やかに連絡し，協力して対応する。
- ② 事実の確認
 - ・被害者，加害者及び周辺の児童から十分に話を聞き，事実確認を行う。
 - ・面談，アンケートの実施
 - ・教育委員会への報告
- ③ 対策委員会による協議
 - ・報告の集約
 - ・対応方針の決定
- ④ 被害児童家庭への報告と対応策の説明
 - ・担任と教頭による家庭訪問
- ⑤ 被害児童家庭と加害児童家庭との話し合い
- ⑥ 対策委員会による協議
 - ・結果の集約
 - ・再発防止策
- ⑦ 被害児童への教育相談
- ⑧ 加害児童への個別指導

4 関係機関との連携

いじめの問題の対応については，学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合，必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。

- | |
|--------------|
| (1) 保護者 |
| (2) 地域 |
| (3) 関係機関 |
| (4) 学校以外の団体等 |

5 教職員の研修の充実

いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために，全職員による校内研修の充実を図る。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 教育相談に関わること |
| (2) 事例研究 |
| (3) 新しい情報を基にしたインターネット環境や，情報モラルに関する研修 |

6 重大事態への対応

在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合、または児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合の対応

- (1) 発生報告
重大事態が発生した旨を市及び県教育委員会に報告する。
- (2) 実態把握
当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- (3) 被害者対応
いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。
- (4) 加害者対応
加害児童に関しては毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援、指導する。
- (5) 調査結果報告
調査結果については市及び県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。
- (6) 解消と再発防止
いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関する支援等を行う。加害生徒に関しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

7 学校評価における留意事項

(1) 未然防止

- ① 児童の自己有用感高めることができた。
- ② 児童が教師と相談しやすい関係を構築できた。
- ③ 児童の規範意識を高めることができた。

(2) 早期発見

- ① アンケートなどをおしていじめの早期発見に努めることができた。
- ② 児童の日常の様子からいじめの兆候に気づくことができた。
- ③ 保護者と相談できる関係を構築することができた。

(3) 早期解消

- ① 被害者の心のケアができた。
- ② 事実関係を的確に把握することができた。
- ③ 加害者に対しいじめをやめさせることができた。

(4) 関係機関との連携

- ① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- ② 教育委員会への連絡・報告が迅速にできた。
- ③ 児童相談所、警察署、市子ども課、市支援センターなど、状況に応じて連携することができた。

(5) 教職員研修

- ① 事例検討など実践的な研修ができた。
- ② 道徳、学級活動などを通し手児童の心を育てる研修に努めた。